

広川町教育委員会 Instagram 運用ポリシー

令和8年10月1日制定

1 目的

本ポリシーは、広川町教育委員会（以下「教育委員会」という。）が運用する公式 Instagram アカウント（以下「本アカウント」という。）における情報発信の適正な実施を図るため、必要な事項を定めるものである。教育委員会の施策、事業及び活動に関する情報を町民に分かりやすく提供するとともに、迅速な情報発信を補完し、教育行政に対する理解の促進及び参加意識の向上を目的とする。

2 運用主体

本アカウントは広川町教育委員会が運用するものであり、管理及び運用は広川町教育委員会事務局が行う。

3 発信内容

本アカウントでは、次に掲げる内容を発信する。

- 教育委員会が実施する施策及び事業に関する情報
- 学校教育に関する取組（掲載に必要な許可を得たもの）
- 社会教育及び青少年育成に関する事業
- 文化及びスポーツに関する活動
- 教育委員会が所管する施設に関する情報
- イベント等の告知及び報告
- 災害時等における教育施設に関する情報（必要に応じて）

4 個人情報及び肖像権の保護

- 1 児童生徒の写真・動画を掲載する場合は、原則として保護者の事前同意を得た上で行う。
- 2 氏名、住所その他個人が特定される情報は掲載しない。
- 3 背景に個人宅、車両ナンバー等が写り込まないように適切に配慮する。
- 4 同意の撤回があった場合は、速やかに当該投稿を削除する。
- 5 ストーリーズ、リール等の短期公開コンテンツであっても、個人情報及び肖像権の取扱いと同様とする。
- 6 タグ付けは原則として行わない。

5 コメント欄及びダイレクトメッセージ（DM）への対応

- 1 コメント欄は原則として閉鎖する。

2 コメント欄を開放する場合は、期間及び目的を限定して実施し、個別の返信は行わない。

3 DMによる意見・質問等については、個別の回答は行わず、広川町公式ホームページに設置する問い合わせ窓口等、正式な手続きによる相談を案内する。

6 フォロー、リアクション及びリポスの取扱い

1 フォローの対象は、国、地方公共団体その他公的性の高い機関又は団体に限定する。

2 個人（町民、児童生徒、教職員等）のアカウントをフォローすることは行わない。

3 他アカウントへの「いいね」及びコメント等のリアクションは原則として行わない。

4 利用者が投稿した写真等を紹介又はリポストする場合は、投稿者本人から明確な意思表示（書面、DM、フォーム等）により許諾を得るとともに、出典を明示する。

5 著作権、肖像権その他の権利関係が不明確な投稿のリポストは行わない。

7 禁止事項

次の各号に該当する投稿又は行為を確認した場合は、予告なく削除、非表示又はブロック等の措置を講ずることがある。

- 法令又は条例に違反するもの
- 特定の個人又は団体を誹謗中傷するもの
- 政治活動又は宗教活動を主目的とするもの
- 個人情報を含むもの
- 著作権、肖像権その他第三者の権利を侵害するもの
- 営利目的の広告、宣伝等
- 公序良俗に反するもの
- 虚偽の情報又は風評を流布するもの
- Instagramの利用規約に反するもの

8 知的財産権

本アカウントに掲載する写真、動画、文章等の著作権は、教育委員会又は原作者者に帰属する。著作権法により認められる場合を除き、無断で複製、転用、加工、編集、再配布等を行うことはできない。

9 免責事項

1 教育委員会は、掲載内容の正確性及び最新性の確保に努めるが、完全性を保証するものではない。

2 本アカウントの情報を閲覧者が引用、転載、加工、編集、再配布等して利用したことにより、閲覧者又は第三者に損害、紛争その他の問題が生じた場合であっても、教育委員

会は一切の責任を負わない。

3 閲覧者が本アカウントの情報をを用いて行った意見表明、投稿、編集、加工その他の行為に起因して生じたトラブルについても、教育委員会は関与せず、責任を負わない。

4 利用者間のトラブルについても、教育委員会は一切の責任を負わない。

5 本アカウントは、Instagram 社（Meta Platforms, Inc.）が提供するサービスを利用しているため、同社の事情により閲覧又は情報発信を一時的に行うことができない場合がある。

6 本ポリシーは、運用状況、関係法令又はサービス内容の変更等を踏まえ、必要に応じて予告なく変更することがある。

10 問い合わせ

教育委員会への意見・問い合わせは、広川町公式ホームページの問い合わせ窓口を利用することとし、Instagram の DM 及びコメント欄では一切受け付けない。